

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月25日

【会社名】 ビーピー・カストロール株式会社

【英訳名】 BP Castrol K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小石 孝之

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー

【電話番号】 03-5719-6000（代）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 渡辺 克己

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー

【電話番号】 03-5719-7750

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 渡辺 克己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金43円 総額987,193,269円

ロ 効力発生日

平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款の一部を変更するものであります。加えて、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するため、定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員でない取締役として、チャールズ・ポッスルズ、小石孝之、長浜靖子及び渡辺克己の4名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員である取締役として、東松国明、松竹直喜及び渡邊直文の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、補欠の監査等委員である取締役として、高稲紀義を選任するものであります。

第6号議案 監査等委員でない取締役報酬額設定の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額4億円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員である取締役の報酬額を、年額6千万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	179,286	357		(注) 1	可決 99.80
第2号議案 定款一部変更の件	179,390	253		(注) 2	可決 99.86
第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 チャールズ・ポッスルズ	177,896	1,743		(注) 3	可決 99.03
小石孝之	177,818	1,821			可決 98.99
長浜靖子	179,101	538			可決 99.70
渡辺克己	179,111	528			可決 99.71
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注) 3	
東松国明	178,918	722			可決 99.60
松竹直喜	178,664	976			可決 99.46
渡邊直文	176,139	3,501			可決 98.05
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 3	
高稲紀義	176,183	3,460			可決 98.07
第6号議案 監査等委員でない取締役報酬額設定の件	178,852	791		(注) 1	可決 99.56
第7号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件	178,869	774		(注) 1	可決 99.57

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。